

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで
20 歳の頃は予備校生で、申立期間は大学生であった。20 歳の時から父が国民年金保険料を納付してくれ、中断すること無く納めたと聞いているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は、「申立人が 20 歳になった時、国民年金の加入案内と納付書を送付されたため、市に問い合わせたところ、予備校生で収入がない場合でも保険料は納付しなければならないと言われ、ずっと納付していた。」と申し立てており、市の回答によると申立期間当時、20 歳到達時に案内と納付書を送付していたことが確認でき、市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金被保険者資格取得は 20 歳の時に行われていたことが確認できる。

一方、平成 3 年 3 月以前に、20 歳以上の学生は国民年金には任意加入とされていたことから、申立人が大学に入学した昭和 63 年 4 月 1 日には強制加入から任意加入への種別変更手続が必要となるところ、その父親は「市に問い合わせたのは、納付書等が送付されてきた時の一度のみであり、その後、手続等は行っていない。」としているが市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「A 大学につき取消し」等と記載されていることから、市から学生の任意加入の説明を受け、資格を喪失したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人が所持する年金手帳によると、申立人が昭和 63 年 * 月 * 日に強制加入により国民年金の資格を取得し、同年 4 月 1 日に資格喪失しており、学生が強制加入となった平成 3 年 4 月 1 日に再び資格を取得していることが確認できるところ、これはオンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿の記録と一致しており、申立期間は未加入期間となっていることから、当

該期間の保険料に係る納付書が発行されていたとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便を見たところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が低い金額となっている。給料が下がったことは無かったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する給与台帳によると、申立期間について、申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えない額又は同額であることが確認できる。

また、複数の元同僚から聴取しても、申立期間当時の状況について、明確な証言は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が低く記録されていることが分かった。

申立期間当時、業務内容は変わらなかったため、給与支給額に大幅な変化はなかったはずなので、当該期間の標準報酬月額が低くなっているのは納得がいけない。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額はオンライン記録と一致しているところ、申立人は給与明細書等の資料が無く、当該事業所及び当該事業所が加入するB健康保険組合においても、申立人に係る関係資料は残存していないとしており、給与総支給額、厚生年金保険料控除額及び標準報酬月額を確認することができない。

また、申立人は、当該事業所において申立人と同様の業務についていた同僚はいないとしており、元上司も、申立人の申立期間に係る勤務状況及び給与の支給状況について、「記憶が定かではない。」としていることから、申立期間当時の状況が確認できない。

さらに、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。